

(3) (2)の健康診断に異常がある方の代表的な検査項目は何ですか。代表的なものを3つ選択して下さい。

専門業務型労働者		企画業務型労働者		管理監督者		左記以外の労働者	
1	聴力検査	1	聴力検査	1	聴力検査	1	聴力検査
2	胸部エックス線	2	胸部エックス線	2	胸部エックス線	2	胸部エックス線
3	喀痰検査	3	喀痰検査	3	喀痰検査	3	喀痰検査
4	血圧	4	血圧	4	血圧	4	血圧
5	貧血検査	5	貧血検査	5	貧血検査	5	貧血検査
6	肝機能検査	6	肝機能検査	6	肝機能検査	6	肝機能検査
7	血中脂質検査	7	血中脂質検査	7	血中脂質検査	7	血中脂質検査
8	血糖検査	8	血糖検査	8	血糖検査	8	血糖検査
9	尿検査(糖)	9	尿検査(糖)	9	尿検査(糖)	9	尿検査(糖)
10	尿検査(蛋白)	10	尿検査(蛋白)	10	尿検査(蛋白)	10	尿検査(蛋白)
11	心電図検査	11	心電図検査	11	心電図検査	11	心電図検査
12	その他 ()	12	その他 ()	12	その他 ()	12	その他 ()

1 1. 苦情処理措置について

(1) 苦情処理措置の内容は何ですか。専門業務型裁量労働制適用者、企画業務型裁量労働制適用者及びそれ以外の労働者の別に該当するものに○をお付け下さい。複数実施している場合は該当するものすべてに○をお付け下さい。

専門	企画	左記以外	
1	1	1	労使委員会に相談窓口を設置
2	2	2	苦情処理を行う独自の委員会を設置
3	3	3	労働組合に相談窓口を設置
4	4	4	人事担当部署等に独自の相談窓口を設置
5	5	5	相談窓口を会社の組織以外に設置
6	6	6	上司への申し出
7	7	7	その他 具体的に()内にご記入下さい
()	()	()	

(2) 苦情はありましたか。

	専	企	左記以外
なし	1	1	1
あり	2	2	2

「2」を選択した場合、平成16年度中に何件ありましたか。

専	企	左記以外
件	件	件

(3) (2)で苦情があったと回答された方のみお尋ねします。苦情の内容は下記のどれにあたりますか。(該当するものすべてに○をお付け下さい。また、最も多いと思われるものに◎をお

付け下さい。)

専	企	左記以外	
1	1	1	与えられている業務の裁量性が薄い
2	2	2	上司の指示が具体的である
3	3	3	担当以外の業務が命じられる
4	4	4	業務量が過大
5	5	5	業務の期限の設定が不適切
6	6	6	みなし時間の設定が不適切
7	7	7	労働時間(在社時間)が長い
8	8	8	休日・休暇を確保しにくい
9	9	9	給与が低い
10	10	10	能力や成果がみなし時間で評価されており、適切な評価を受けていない
11	11	11	人事評価が不透明
12	12	12	その他 具体的に()内にご記入下さい
()	()	()	

- (4) 苦情処理措置を実施したことがある場合、具体的にどのように処理しましたか。該当するものすべてに○をお付け下さい。ない場合は質問12へお進み下さい。

専	企	左記以外	
1	1	1	業務の指示の方法を見直した
2	2	2	業務量を見直した
3	3	3	業務の期限を見直した
4	4	4	みなし時間を見直した
5	5	5	労働時間(在社時間)に上限を設定した
6	6	6	代償休日を与えた
7	7	7	特別休暇を与えた
8	8	8	年次有給休暇を取得させた
9	9	9	当該労働者を配置転換した
10	10	10	当該労働者を裁量労働制の適用から排除した
11	11	11	管理者を指導した
12	12	12	決議内容を変更した
13	13	13	賃金制度を変更した
14	14	14	人事評価方法を変更した
15	15	15	当該労働者と相談し納得してもらった
16	16	16	その他 具体的に()内にご記入下さい
()	()	()	

12. 対象業務について

- (1) 現在の裁量労働制の対象業務の範囲についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	狭すぎる	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	広すぎる	→ 次頁質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合

① 専門業務型裁量労働制（専門業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	「当該業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なもの」かどうかで専門性を判断すべき
2	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
3	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
4	その他 ()

b. 具体的に専門業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

② 企画業務型裁量労働制（企画業務型裁量労働制に○を付けた場合にお答えください。）

a. 企画業務型裁量労働制について「1」を選択された場合、対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付けください。

1	対象業務について「事業の運営に関する事項について」という要件は不要である
2	対象業務について「企画・立案・調査・分析の業務」という要件は不要である
3	対象業務はいわゆる生産工程に従事する業務等一定のものを除外し、その中で業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないという要件で足りる
4	専門業務型か企画業務型かにかかわらず対象業務の範囲は労使にゆだねるべき
5	専門業務型か企画業務型かにかかわらず一定以上の年収があることで足りる
6	その他()

b. 具体的に企画業務型裁量労働制の対象とすべき業務がありましたら御記入ください。

--

(3) (1)で「3」を選択された場合

対象業務の範囲について具体的にどのようにすべきだとお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付けください。

①専門業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	一定の資格を必要とする業務に限定すべき
4	その他()

②企画業務型裁量労働制

1	一定以上の年収を要件とすべき
2	特別の処遇、雇用管理を要件とすべき
3	対象業務は本社・本店の業務に限定すべき
4	その他()

13. 手続について

(1) 現在の裁量労働制の手続についてどのようにお考えですか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものに○をお付け下さい。

専	企		
1	1	有用でない手続があり煩雑である	→ 下記質問(2)へ
2	2	現行制度でよい	
3	3	より厳格にすべきである	→ 次頁質問(3)へ

(2) (1)で「1」を選択された場合、具体的にはどの手続が不要ないし煩雑であると考えますか。該当するものを3つまで(1つでも可)○をお付け下さい。また、最も不要又は煩雑だと感じているものについては◎をお付け下さい。

①専門業務型

1	労使協定の締結
2	労使協定の労働基準監督署長への届出
3	健康・福祉確保措置
4	苦情処理措置
5	その他()

②企画業務型

1	労使委員会の設置
2	労働側委員の指名のための代表者選出

3	労使委員会の運営規程の策定
4	労使委員会の議事録作成
5	決議事項の委員の5分の4以上による合意
6	個別労働者からの同意
7	健康・福祉確保措置
8	苦情処理措置
9	「企画業務型裁量労働制に関する決議届」の労働基準監督署長への作成・届出
10	「企画業務型裁量労働制に関する報告」の労働基準監督署長への作成・届出
11	その他()

(3) (1)で「3」を選択された場合、具体的にどの手続を厳格にすべきと考えますか。専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制のそれぞれについて該当するものすべてに○をお付け下さい。

専	企	
1		労使委員会の決議を要件とすべき
2		本人同意を要件とすべき
3	3	健康福祉確保措置の履行を要件とすべき
4	4	苦情処理措置の履行を要件とすべき
5	5	その他()

1.4. 法的効果について

(1)現在の裁量労働制の法的効果についてどのようにお考えですか。該当するものに○をお付け下さい。

1	現行制度でよい	→ 次頁質問 15 へ
2	変更すべきである	

→ (2)具体的にどのように変更すべきだとお考えですか。該当するものすべてに○をお付け下さい。

1	1日ではなく、1週や1月のみなし労働時間を認めるべき
2	みなし労働時間制で深夜に関する規制を適用除外すべき
3	みなし労働時間制で休日に関する規制を適用除外すべき
4	みなし労働時間制で年次有給休暇に関する規制を適用除外すべき
5	完全週休2日制や年次有給休暇の完全取得などにより一定日数の休日・休暇が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外すべき
6	一定以上の高い水準の年収が確保されるならば、みなし労働時間ではなく労働時間に関する規制を適用除外すべき
7	労働時間、深夜、休日及び年次有給休暇に関する規制をすべて適用除外すべき

8	その他 ()
---	------------

15. その他、現行の裁量労働制に関して御意見・御要望等がありましたら御記入ください。

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。